

小規模企業者省エネルギー設備導入補助金

－ 手続きの手引き －

桐生市は、環境先進都市の実現に向けた取組の一環として、小規模企業者が省エネルギー設備を導入する際に費用の一部を補助します。

制 度 概 要										
応募申請 受 付	受付期間：令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで 受付場所：SDGs 推進課（市役所 3 階） 受付時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分 ※先着順で受付けます。 ※郵送では受付けできません。 ※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付けできません。 ※設備導入着手前に応募申請が必要です。									
補助件数	10 件程度（予算の範囲内で先着順）									
対 象 者	補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。 ①桐生市内に事業所（工場、商店、事務所等）を有すること ②市税を滞納していないこと ③中小企業基本法における小規模企業者であること ④補助金の交付年度内に、事業の用に供するため、市内の事業所に補助対象物を新品で買替え、環境負荷の削減を図ること。ただし、事業所の新設・移転あるいは建て替えに伴うものを除く。									
補助対象 及 び 補助金額	省エネルギー効果が見込まれる以下の補助対象物の買替えを年度内に実施する場合、補助金を交付します。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補助対象物</th> <th>補 助 率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空調設備</td> <td rowspan="3">導入経費の 1 / 3</td> <td rowspan="3">20 万円</td> </tr> <tr> <td>LED 照明器具 (光源部のみの交換は対象外)</td> </tr> <tr> <td>その他設備</td> </tr> </tbody> </table> ※導入経費とは、設備・機器本体、部材の購入及びこれらの取付工事に係る費用とします。ただし、機器の運転に直接必要の無い付属品及びそれに係る工事費等は除きます。 なお、補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。		補助対象物	補 助 率	補助上限額	空調設備	導入経費の 1 / 3	20 万円	LED 照明器具 (光源部のみの交換は対象外)	その他設備
補助対象物	補 助 率	補助上限額								
空調設備	導入経費の 1 / 3	20 万円								
LED 照明器具 (光源部のみの交換は対象外)										
その他設備										
そ の 他	・群馬県環境 GS 制度の認定を受けている又は受ける必要があります。 ・補助制度の応募申請採択後、省エネ診断を受ける必要があります。 ※頂いた連絡先に、補助金に関わるセミナーのご案内を送付する場合があります。 【群馬県環境 GS 認定制度・省エネ診断のご相談先】 群馬県地球温暖化防止活動推進センター 〒376-0854 前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 6 階 電話：027-289-5944 FAX：027-289-5945									
【申請書類等提出・問合せ先】 桐生市市民生活部 SDGs 推進課 ゆっくりリズムのまち桐生推進担当 〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 電 話：0277-32-4200 FAX：0277-43-1001										



< 目 次 >

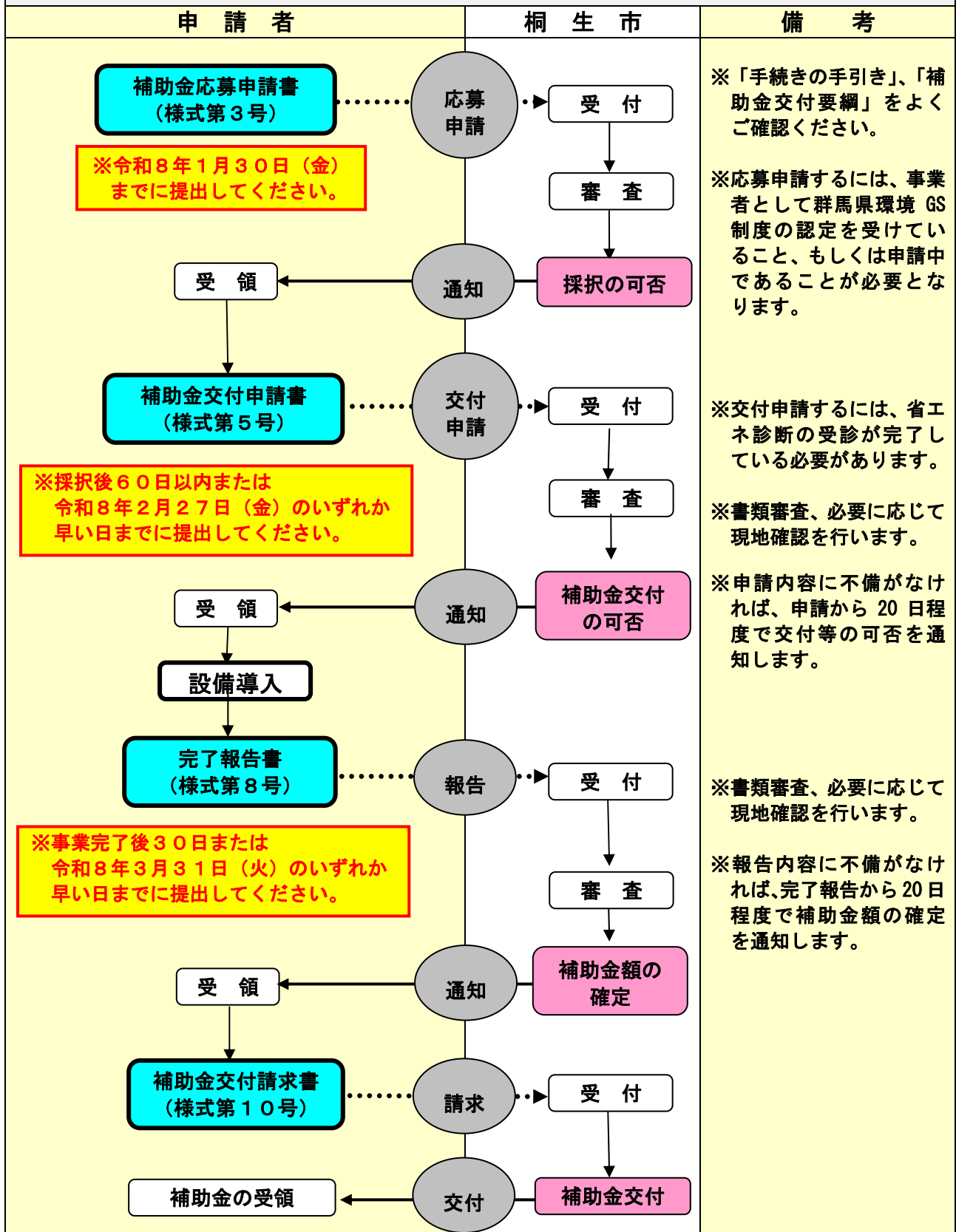
	ページ
1. 補助事業の流れ	1
2. 補助対象者	2
3. 補助対象物	2
4. 補助率・補助上限額	2
5. 補助対象経費	2
6. 申請に必要な書類	2
7. 採択決定	3
8. 交付決定	3
9. 完了報告	3
10. 補助金額の確定	4
11. 補助金の請求	4
12. 補助金の交付	4
13. 管理	4
14. 補助事業を中止または変更する場合	4
15. 補助金交付の取消し・補助金の返還	4
16. その他	5

・ 同意書

1. 補助事業の流れ

※ 事前に群馬県地球温暖化防止活動推進センター（電話０２７－２８９－５９４４）へご相談ください。

令和７年度小規模企業省エネルギー設備導入補助金（桐生市環境都市推進補助金）の流れ



2. 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者です。

- ① 桐生市内に事業所（工場、商店、事務所等）を有すること。
- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）における小規模企業者であること。
- ④ 補助金の交付年度内に、事業の用に供するため、市内の事業所に補助対象物を新品で買替え、環境負荷の削減を図ること。ただし、事業所の新設・移転あるいは建て替えに伴うものを除く。

※小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、5 人）以下の事業者をいいます。

3. 補助対象物

省エネ診断の結果に基づき、エネルギー削減効果のある次の補助対象物を新品で買替える場合、補助の対象となります。

※事務所の新設・移転・建て替えに伴うものは対象外です。

補 助 対 象 物	空調設備
	ＬＥＤ照明器具（蛍光管からＬＥＤランプへの交換等、光源部のみの交換は対象外）
	その他設備等

4. 補助率・補助上限額

補助率・補助上限額は、次のとおりです。

補助率	補助上限額
補助対象経費の 1 / 3	20 万円

5. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のとおりです。

補助対象経費	設備・機器本体、部材の購入費用（消費税含む）
	上記の取付工事に係る費用（消費税含む）

※機器の運転に直接必要の無い付属品の購入費用 及び それに係る工事費用等は対象外です。

6. 申請に必要な書類

1. 応募申請時に必要なもの

事前に群馬県地球温暖化防止活動推進センターにご相談いただき、次の書類をＳＤＧｓ推進課（市役所 3 階）へ直接提出してください。

※群馬県環境ＧＳ認定制度については、群馬県地球温暖化防止活動推進センターが案内します。

※提出していただく書類は返却できません。必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

※令和 8 年 1 月 30 日（金）までに提出してください。

【ご相談窓口】 群馬県地球温暖化防止活動推進センター
〒376-0854 群馬県前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 6 階
電話：027-289-5944 FAX：027-289-5945

書 類 名	備 考
環境都市推進補助金応募申請書	様式第3号
群馬県環境GS認定書の写し又は申請書の写し	申請書の写しを提出した場合、完了報告書提出時までには認定書の写しを提出してください。
事業所の案内図	住宅地図等

2. 交付申請時に必要なもの

省エネ診断（窓口：群馬県地球温暖化防止活動推進センター）を受けた後、次の書類をSDGs推進課（市役所3階）へ直接提出してください。

※提出していただく書類は返却できません。必要な場合はあらかじめ写しをお取りください。

※採択決定後60日以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに提出してください。

※申請に係る審査のため、市が申請者の市税等の納付状況等について確認することを予めご了承ください。

書 類 名	備 考
環境都市推進補助金交付申請書	様式第5号
省エネルギー設備導入 事業計画書	指定の様式
省エネ診断結果報告書の写し	
法人の登記事項証明書 （又は 開業届出書 等 事業者であることを証する書類の写し）	履歴事項の全部事項証明書 ※発行後3か月以内のもの
設備を導入する事業所建物の 登記事項証明書	全部事項証明書 ※発行後3か月以内のもの
設計図、構造図 又は 配置図	
施工前の現状写真	
補助対象経費が確認できる契約書 又は これに代わるもの	
導入設備の仕様等がわかるもの	
同意書	設備を導入する事業所について、申請者以外の所有者がいる場合

7. 採択決定

補助金応募申請書の内容を審査し、補助金の採択を決定したときは、補助金採択決定通知書（様式第4号）により申請者に通知します（採択できない方にも不採択決定通知書を通知します）。

※不備がなければ、申請日から20日程度で採択の可否を通知します。

8. 交付決定

補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知します（補助金を交付できない方にも不交付決定通知書を通知します）。

※不備がなければ、申請日から20日程度で交付等の可否を通知します。

9. 完了報告

補助金交付決定を受け、省エネルギー設備導入を実施、完了したときは、速やかに次の書類をSDGs推進課（市役所3階）へ提出してください。

※事業完了後30日以内又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに提出してください。

書 類 名	備 考
環境都市推進補助金完了報告書	様式第8号
領収書等の写し	補助対象経費が確認できるもの ※補助対象経費と領収金額が異なる場合は、領収書に内訳を記載するか、内訳書を添付するよう、発行者に依頼してください。 ※現金、振込、ローンなど、いずれの支払方法であっても必要です。
施工後の写真	
完成図面	設計図、構造図又は配置図

10. 補助金額の確定

完了報告書の内容を審査し、補助金額を確定したときは、補助金額確定通知書（様式第9号）により申請者に通知します。

※完了報告書に不備がなければ、完了報告日から20日程度で補助金額の確定を通知します。

11. 補助金の請求

補助金額の確定を受けたときは、速やかに次の書類をSDGs推進課（市役所3階）へ提出してください。

書 類 名	備 考
環境都市推進補助金交付請求書	様式第10号

12. 補助金の交付

補助金交付請求書が正確に記入されている場合は、請求書受領後、概ね1か月を目安に申請者の指定する口座に振込みます。（通帳記帳などにより入金の確認を行ってください。）

13. 管理

補助金の交付決定を受けた方は、その補助対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければなりません。

14. 補助事業を中止または変更する場合

中止または変更の手続きが必要ですので、SDGs推進課（0277-32-4200）へ連絡してください。

15. 補助金交付の取消し・補助金の返還

虚偽その他不正な行為により補助金の交付決定を受けた場合、補助金を他の用途に使用した場合、または交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

このとき、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部または一部の返還を求めます。

16. その他

- ・補助金の交付にあたっては、必要に応じて現地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・申請手続を第三者に依頼したことによるトラブル等については、一切責任を負いません。

年 月 日

(宛先) 桐生市長

(建物所有者・共有名義人) 住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 () _____

同 意 書

このたび、桐生市小規模企業者省エネルギー設備導入補助において、補助対象となる設備を設置した建築物は、私の所有に係るものであるため、以下の申請者に対し、善良な管理業務を果たすことを条件に、当該建築物における設置について同意します。

記

設置場所の住所 (申請者（設置者）の住所)	桐生市
申請者（設置者）の名称	